参考資料

専門学校における第三者評価の方向性に関する資料

平成23年1月の中央教育審議会答申 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

(3)職業実践的な教育に特化した枠組みの構想

- 7. 自己点検・評価、第三者評価
 - 教育の質を担保するためにも、<u>教育等の状況について自ら点検及び</u> 評価を行い、その結果を公表することが求められる。
 - ・ また、第三者評価については、<u>産業界等の関与を十分に確保しつつ、</u>新たな枠組みに適した基準・方法等を構築することが望まれる。評価の観点は、例えば、教育活動を行う上での組織運営のシステム・体制の妥当性や、目的に応じた教育の成果(就業状況等)等、<u>職業実践的な教育に適したものとする</u>。

企業等との連携による学校評価のイメージ

自己評価

教職員による評価

学校の理念・目標に照らして、自らの 教育活動を評価

Check 評価 Action 改善



Do 実行



学校は評価結果を踏まえた学校運営 の改善方策等の検討においていかす

外部アンケート等

生徒・卒業生・保護者、企業・関係施設、業界団体、自治体等を対象に行うアンケートを、 学校評価の資料等に活用

学校関係者評価

学校が選任した「学校関係者」で構成された 学校関係者評価委員会による評価

自己評価の結果について、「学校関係者」が評価

企業等の「学校関係者」による 学校訪問や意見交換等を通じて、 自己評価結果について評価



- ■「学校関係者」は、教職員と共 通理解を図り、自己評価結果の 客観性・透明性を高める
- 今後の学校運営の改善のための助言等を行う



学校へ報告

「学校関係者」による自己評価の 評価結果についてとりまとめ・公表

「学校関係者評価委員会」 構成員(例)

- 〇〇 〇〇 △△専門学校卒業生
- 〇〇 〇〇 生徒保護者
- ○○ ○○ ▽▽高等学校校長
- OO OO ××商業協会事務局長
- ○○ ○○ □□商社人事部長
- ○○ ○○ ◇◇商業販売部長



「職業実践専門課程」には、特に学校 関係者評価において企業等の委員の 意見の活用状況を求める

大学評価と専修学校評価の歴史的経過

- 大学設置基準の大綱化と大学自らによる 自己点検・評価の努力義務(1991)
- 自己点検・評価の実施義務化、評価結果の 公表義務化、外部評価の努力義務化(1998)
- 大学評価・学位授与機構の創設(2000)
- 学校教育法により認証評価(第三者評価) 制度の導入(2003)
- 専門職大学院制度の発足(2003)

<大学評価>

<専修学校評価>

- 自己点検評価・結果公表の努力義務(2002)
- 自己評価の実施、結果公表の義務化(2007)
- 学校関係者評価(保護者、地域住民等の 学校関係者による評価)の努力義務(2007)
- 専修学校における学校評価ガイドライン(2013)

「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進 第1回連絡調整会議(平成26年8月27日) 独立行政法人 大学評価・学位授与機構 顧問 川口昭彦氏 講演資料を参考に作成

認証評価制度の概要

【概要】

・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証 を受けた機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務づけら れている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【内容】

- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価(いわゆる機関別認証評価) 大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価 (7年以内ごと)
- ② 専門職大学院の評価(いわゆる分野別認証評価) 専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価 (5年以内ごと)
 - 各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
 - 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

認証評価機関の一覧(機関別認証評価)

学校の種類	認証評価機関	認証日
	公益財団法人大学基準協会	平成16年8月31日
大 学	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成17年7月12日
	一般財団法人短期大学基準協会	平成17年1月14日
短期大学	公益財団法人大学基準協会	平成19年1月25日
	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成21年9月4日
高等専門学校	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年7月12日

認証評価機関の一覧(専門職大学院認証評価)

分 野	認証評価機関	認証日
	公益財団法人日弁連法務研究財団	平成16年8月31日
法科大学院	独立行政法人大学評価・学位授与機構	平成17年1月14日
	公益財団法人大学基準協会	平成19年2月16日
経営(経営管理、技術経営、ファイナンス、経営情報)	特定非営利活動法人 ABEST21	平成19年10月12日
会計	特定非営利活動法人国際会計教育協会	平成19年10月12日
経営(経営管理、会計、技術経営、ファイナンス)	公益財団法人大学基準協会	平成20年4月8日
助産	特定非営利活動法人日本助産評価機構	平成20年4月8日
臨床心理	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	平成21年9月4日
教員養成(教職大学院、学校教育)	一般財団法人教員養成評価機構	平成22年3月31日
公共政策	公益財団法人大学基準協会	平成22年3月31日
情報、創造技術、組込技術、原子力	一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)	平成22年3月31日
ファッション・ビジネス	公益財団法人日本高等教育評価機構	平成22年3月31日
公衆衛生	公益財団法人大学基準協会	平成23年7月4日
¢n 66 P-1 	特定非営利活動法人 ABEST21	平成23年10月31日
知的財産 	公益財団法人大学基準協会	平成24年3月29日
ビューティビジネス	一般社団法人専門職高等教育質保証機構	平成24年7月31日
環境・造園	公益社団法人 日本造園学会	平成24年7月31日

[※]認証評価機関が未整備の分野(4分野)

福祉マネジメント、グローバル・コミュニケーション実践、デジタルコンテンツ、映画プロデュース

機関別評価と専門職大学院評価に係る基準等に関する細目

	機関別認証評価	専門職大学院 うち法科大学院の適確認定		
評価内容	①教育研究上の基本組織 ②教員組織 ③教育課程 ④施設及び設備 ⑤事務組織 ⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表 ⑦財務 ⑧ その他教育研究活動等に関することについて (細目省令 第1条第2項)	① 教員組織 ② 教育課程 ③ 施設及び設備 ④ その他教育研究活動に関す ることについて (細目省令 第1条第3項)	① 教育活動等の状況の情報提供 ② 入学者の多様性の確保 ③ 教員組織 ④ 学生数の適正管理 ⑤ 教育課程の編成 ⑥ 授業科目ごとの学生の数の設定 ⑦ 授業の方法 ⑧ 学修成果の評価及び修了認定の客観性・厳格性の確保 ⑨ 授業内容・方法の改善の組織的な実施 ⑩ 履修科目の登録の上限の設定 ① 法学既修者の認定 ① 教育上必要な施設及び設備 ① 図書その他の教育上必要な資料の整備 ① 修了者の進路に関すること(司法試験の合格状況を含む) (細目省令 第4条第1項第1号)	
	自己点検・評価の分析及び実地調			
評 組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項に		受ける前に、対象となった専門職大学院の教育課程又は教員、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上 ・まに当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めること		
			(判定方法) 法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準 に適合しているか否かの認定をしなければならない (連携法 第5条第2項)	
大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有するもの 評 (細目省令 第2条第1項)				
評 価 体 制			ミ務の経験を有する者が認証評価の実務に従事していること 	
制		(細目省令 第2条第1項)	法曹としての実務の経験を有する者が認証評価の実務に従 事していること (細目省令 第4条第2項)	

一細目省令:学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 連携法:法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

細目省令中の評価項目の規定の抜粋

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(抄)

機関別認証評価に関する規定

◆第1条第2項

(略)法(※)第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条 第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲 げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 教育研究上の基本となる組織に関すること。 (※「学校教育法」。以下同じ。)
- 教員組織に関すること。
- 教育課程に関すること。
- 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- 財務に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

専門職大学院評価に関する規定

◆第1条第3項

(略) 法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項 に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事 項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 教員組織に関すること。
- 教育課程に関すること。
- 施設及び設備に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

第2サイクルの認証評価における各評価機関の取組

〇 第2サイクルの認証評価では、各認証評価機関は、学修成果や大学における自主的・自律的な質保証(内部質保証)を重視した 評価や大学の機能に着目した評価に発展させている。

<大学基準協会>

①学習成果の評価

各大学において、学習成果を的確に評価する ために、評価方法や評価指標の開発を進めると ともに、学位授与方針に基づき、適切に学位授 与が行われているかを評価。

②内部質保証の評価

積極的な情報公開、自己点検・評価の実施と それに基づく改革・改善を行う体制の整備など について評価。

旧基準 新基準 1 理念・目的 1 理念・目的 2 教育研究組織 2 教育研究組織 3 教育内容 3 教員・ ・方法 教員組織 4 学生の受入れ 4 教育内容・ 5 学生生活 方法・成果 6 研究環境 5 学生の受入れ 7 社会貢献 6 学生支援 8 教員組織 → 7 教育研究等環境 9 事務組織 8 社会連携・ 10 施設・設備 社会貢献 11 図書・電子 9 管理運営 媒体等 • 財務 12 管理運営 10 内部質保証 13 財務 14 点検・評価 15 情報公開・ 説明責任

(新基準は平成23年度から適用)

<大学評価・学位授与機構>

①学習成果の評価

人材養成目的に照らして、身に付けるべき知識・ 技能・態度等について、また、卒業後の進路状況 等から判断して学習成果が上がっているかを評価。

②教育の内部質保証システムの評価

教育の状況を点検・評価し、改善・向上を図るた めの体制整備、教員等に対する研修など資質向上 のための取組の状況について評価。

【参考】選択評価

大学の個性の伸長と特色の明確化に役立てるため、 認証評価の枠組みとは別の任意の取組として、「研究 活動」、「地域貢献活動」又は「教育の国際化」のうちか ら大学が選択する事項について評価を実施

	旧基準			新基準
1	大学の目的		1	大学の目的
2	教育研究組織		2	教育研究組織
	(実施体制)		3	教員及び
3	教員及び			教育支援者
	教育支援者		4	学生の受入
4	学生の受入		5	教育内容
5	教育内容	\longrightarrow		及び方法
	及び方法		6	学習成果
6	教育の成果		7	施設·設備
7	学生支援等			及び学生支援
8	施設・設備		8	教育の内部保証
9	教育の質の向上			<u>システム</u>
	<u>及び改善のため</u>		9	財務基盤及び
	<u>のシステム</u>			管理運営
10	財務		10	教育情報の公表
11	管理運営			

<日本高等教育評価機構> ①教育目的の達成状況等の評価

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・ 開発の状況や、教育内容・方法等の改善に向けた 評価結果のフィードバックの状況について評価。

②自己点検・評価に関する評価

エビデンスに基づいた自己点検・評価の実施状 況や、結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組 みとその機能などについて評価。

③大学の使命・目的に応じた独自基準による評価

全大学に共通する評価基準に加えて、各大学の 使命・目的に基づく独自の基準の設定と自己点検・ 評価を求めている。

新基準 旧基準 1 建学の精神・ 1 使命・目的等 2 学修と教授 大学の基本理念 及び使命・目的 3 経営・管理 2 教育研究組織 と財務 3 教育課程 4 自己点検・ 学生 評価 4 教員 5 職員 6 上記に加え、 管理運営 「大学独自の基準 ・基準項目」を設定 8 財務 教育研究環境 10 社会連携 11 社会的責務

(新基準は平成24度から適用)

学修成果に関する評価基準

評 基準 6 学 6-1 教育 材像に 基 準 学習成 6-2 卒業	の目的や養成しようとする人 照らして、学生が身に付ける 識・技能・態度等について、 果が上がっていること。	大学基準協会 教育内容・方法・成果 4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針をおよび教育課程の編成・実	日本高等教育評価機構 基準2. 学修と教授 2-6. 教育目的の達成状況の評価と フィードバック	短期大学基準協会 基準 I 建学の精神と教育の効果 I-B 教育の効果
6-1 教育 価 6-1 教育 基 ベラョ成: 6-2 卒断し	の目的や養成しようとする人 照らして、学生が身に付ける 識・技能・態度等について、 果が上がっていること。	4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学 位授与方針をおよび教育課程の編成・実	2-6. 教育目的の達成状況の評価と	I-B 教育の効果
	(修了)後の進路状況等から て、学習成果が上がっている	施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。 ※基準の趣旨については別途解説を定めている		I −B−2 学習成果を定めている。 I −B−3 教育の質を保証している。 基準Ⅱ 教育課程と学生支援 Ⅱ −A−4 学習成果の査定(アセス メント)は明確である。
本学の詳細	科学学院 (修る、状い準で、 (修る、状い準で、 (修る、状い準で、 (を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)を)	【点検・評価項目】 4 教育内容・方法・成果 〈点検・評価項目〉 (1) 教育目標に沿った成果が上がっている か。 〈評価の視点〉 ・学生の開発とその調定するための評価指標の開発とその調理をの評価(就職先の評価(就職先の評価(対験を記事性のででは、ではでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	【評価の視点】 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 (根拠資料例:教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料) 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック(根拠資料例:教育目的の評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料)	基準 I -B-1 (1) 学科・中央 では

内部質保証に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	基準8 教育の内部質保証システム 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。	内部質保証 10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。 ※基準の趣旨については別途解説を定めている	基準4 自己点検・評価 4-1 自己点検・評価の適切性 4-2 自己点検・評価の誠実性 4-3 自己点検・評価の有効性	基準 I 建学の精神と教育の効果 I-C 自己点検・評価 I-C-1 自己点検・評価活動等の実 施体制が確立し、向上・充実に向けて 努力している。
評価基準等の詳細	【基本的な観点】 8 - 1 - ① 教育の取組状況けけにし、教育の取組に付けにし、教育の取組に付けにし、教育を連続を見いて、自己をいる。 1 - ② の質のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一	【点検・評価項目】 (1) 大学の諸活動について、点検・評価を行い、点検・評価を行い、点検・評価を行い、点検・評価を行い、点検・社会のの表生を果を果ましているが、会にののでは、一般の対し、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一般のでは、、一	【評価の視点】 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性	(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。 (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。 (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。 (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。 (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

認証評価制度の改善のための細目省令の改正要綱 ()()

I・投圧の概言

- 評価が行されている。 年以内に1度受審することが義務づけられており、平成23年度以降は2巡目の 認証評価制度については、平成16年度より制度化され、 各大学
- 等を重視した評価が求められている。 の確認に 現在の認証評価制度に対しては、外形的な基準の法令適合性などの最低基準 とどまっているとの指摘もあり、教育研究活動の状況や教育研究の成果
- しいて提言されている。 去太 28日中央教育審議会答申)においても、 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(平成 24年 認証評価における学修成果の重視に ∞
- \bigcirc められる認証評価制度の改善を図るために必要な省令改正を行うものである。 このため、 学修成果に関する評価を始め、 大学教育の質保証等の観点から求

II. 改正の概要

(1)評価における社会との関係の強化

から意見を聴くこととしていること。 認証評価機関が、 評価の過程において、 **南**等学校、 由治体、 産業界等の関係者

(2) 評価結果を改善にしなげる仕組み

|況について、各大学から求めがあった場合には、再度評価を行う 認証評価機関は、認証評価の結果を踏まえた各大学の教育研究活動等の改善状 (1 \mathcal{C} るすと \mathcal{L}

(3) 学修成果及び内部質保証に関する評価

બ બ ばならない事項として、 認証評価機関が定める評価基準 このキィィ ° 学修成果に関するこ (三) 下 「大学評価基準」 とや内部質保証に関する という。) に定めなけれ

4) 評価の質の向上に関する取組

けた取組を継続的に実施するこ 認証評価機関は、 認証評価の適格な実施を確保するため、 \mathcal{C} このすと ° 評価の質の向上に向

(5) 入学者選抜に関する評価

規定するこ 大学評価基準に定めなければならない事項 ტ ~ [1 \mathcal{C} \mathcal{L} Ÿ 入学者選抜に関する (1 \mathcal{C} 1491